

2020年2月1日

ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

代表取締役 島田 純子

ワーカーズ・コレクティブ共済の新たな取り組みが始まります

一人加入開始へー

ワーカーズ・コレクティブ共済(W.Co 共済)加入者の皆様には、日頃からご支援・ご協力をいただきましてありがとうございます。

神奈川 W.Co 連合会の自主共済として始まった W.Co 共済は、2012 年から少額短期保険となり全国の W.Co の皆さん、生活クラブ運動グループの皆さんがご加入いただけるようになりました。おかげさまで2月1日現在、加入者3,105名となりました。

W.Co 共済は、自主共済時代から少額短期保険となった現在も、以下のコンセプトを掲げ実現を目指してきました。

W.Co 共済コンセプト

- ① 共済給付事例を活かし W.Co 労働環境の向上をめざす。
- ② W.Co の生活文化の向上と健康増進に寄与する。
- ③ 自主運営、自主管理、参加型の共済、情報開示を重んじ民主的に運営する。
- ④ W.Co の労働保障制度をつくり実践することで現在の雇用労働に対する異議申し立て。
- ⑤ 「自主共済運動」への規制強化に対して異議申し立てをする。
- ⑥ 経済的貢献も果たすことにより W.Co 運動、事業の発展をめざす。

これまでは、団体(W.Co)加入に限定して、W.Co 同士のたすけあい・労働保障としてきましたが、2020年4月よりコンセプト④の実現を目指し、個人加入を開始していきます。

W.Co 共済は、W.Co メンバーと同様に、所得保障がない短時間労働者(社会保険未加入者)へ拡大することを検討してきました。まずは W.Co のベースである生活クラブ生協・福祉クラブ生協の組合員への拡大を目指していきます。当初、生協の団体加入を視野にいれましたが、約款の「被保険者数の制限」に抵触するため、組合員の個人加入とし、リスク等も考慮しつつ配偶者までを拡大対象としました。

同時に W.Co の W.Co 共済加入者の配偶者も個人加入の対象としていくことにしました。W.Co メンバーと個人加入の場合では、告知条件・運用面は異なりますが、W.Co との信頼関係をベースに、当事者性を発揮して作り上げてきた「たすけあい」の仕組みである W.Co 共済を拡大していきたいと考えています。

「不幸にして病気やケガになり給付を受けることになった」方を「元気に働ける」方が助ける「たすけあい」の仕組みを W.Co 同士の助け合いから一歩抜けていくことが、人間らしい働き方があたりまえである社会の実現に近づくのではないかと考えます。

なお、個人加入の詳細については後日お知らせします。

皆様に趣旨をご理解いただき、今後ともご支援・ご協力よろしくお願いいたします。

